

八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(案)の概要

1 制定の理由

本市が関係する行政手続等で法令（法律及び法律に基づく命令）により書面が必要とされるものについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」といいます。）により、既にデジタル化が可能になっており、この条例は、デジタル手続法が適用されない条例等に基づく手続等について、書面等での手続に加え、デジタルにより手続を行うことができるよう条例上の整備を行うものです。

2 条例の概要

- (1) 電子情報処理組織(市が使用するコンピュータ等と申請者が使用するコンピュータ等とをインターネット等で接続したものをいいます。)による申請等（第3条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる申請等(手数料等の納付を含む)を行うことができるよう定めます。

ア 市の条例等により「書面等による手続」が規定されている手続きについて、本条例の規則で定めるシステムを利用したデジタルによる申請については、当該条例に規定する書面等により行われた手続とみなします。《第3条第1項及び第2項関係》

イ デジタルによる手続が行われた場合の申請等の「到達時期」を定めます。《第3条第3項関係》

ウ 市の条例等による申請等において、「署名等」を義務付けている手続について、個人番号カードによる電子署名又は別に規則で定める方法（ID・パスワード等）で代替できるよう定めます。《第3条第4項関係》

エ 市の条例等による申請等において、「手数料等の納付」が規定されている手続について、別に定める規則等による方法により納付できるよう定めます。《第3条第5項関係》

オ デジタルによる手続が不相当とする部分が含まれる手続について、不相当とする部分を規則に定めるとともに、不相当とする部分以外の手続についてデジタルによる手続が可能とするよう定めます。《第3条第6項関係》

(2) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる処分通知等を行うことができるよう定めます。

(3) 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等について、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。

(4) 電磁的記録による作成等（第6条関係）

他の条例等により書面等により作成・保存することとしているものについて、当該他の条例等の規定に関わらず、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。

(5) 適用除外（第7条関係）

申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合や、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続き等について、(1) から (4) までの適用を除外するよう定めます。

(6) 添付書面等の省略（第8条関係）

他の条例等により、住民票の写しなどの書面等であって申請等に際し、添付することが規定されているものについて、市の機関等が添付書面等の情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該他の条例等の規定に関わらず、添付を要しないよう定めます。

(7) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（第9条関係）

行政手続きのオンライン化の推進に関する状況について、毎年度、インターネット等により公表するものとするよう定めます。

3 条例の施行期日(附則関係)

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行するよう定めます。